

地方独立行政法人知多半島総合医療機構定款

(目的)

第1条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、知多半島医療圏の地域医療の中核を担い、半田市及び常滑市の医療政策として求められる急性期から回復期に係る医療を提供するとともに、地域と連携し当該地域における医療水準の向上を図り、もって住民の健康の維持及び増進に寄与することを目的とする。

(名称)

第2条 この地方独立行政法人は、地方独立行政法人知多半島総合医療機構（以下「法人」という。）と称する。

(設立団体)

第3条 法人の設立団体は、半田市及び常滑市とする。

(事務所の所在地)

第4条 法人の事務所は、半田市横山町192番地に置く。

(法人の種別)

第5条 法人は、特定地方独立行政法人以外の地方独立行政法人とする。

(公告の方法)

第6条 法人の公告は、法人の事務所の掲示場に掲示して行う。

(役員)

第7条 法人に役員として、理事長1人、副理事長2人、理事6人以上及び監事2人以内を置く。

(役員職務及び権限)

第8条 理事長は、法人を代表し、その業務を総理する。

2 副理事長は、法人を代表し、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 理事は、理事長の定めるところにより、理事長及び副理事長を補佐して法人の業務を掌理し、理事長及び副理事長に事故があるとき又は理事長及び副理事長が欠けたときは、それらの職務を代理する。

4 監事は、法人の業務を監査する。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長並びに半田市長及び常滑市長に意見を提出することができる。

(理事長の任命)

第9条 理事長は、半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する。

(理事長以外の役員の任命)

第10条 副理事長及び理事は、理事長が任命する。

2 監事は、半田市長及び常滑市長が協議のうえ、半田市長が任命する。

(役員任期)

第11条 理事長及び副理事長の任期は4年とし、理事の任期は2年とする。ただし、役員(監事を除く。以下この項において同じ。)が欠けた場合における補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 監事の任期は、任命の日から、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表の承認の日までとする。ただし、補欠の監事の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、再任することができる。

(職員の任命等)

第12条 職員は、理事長が任命する。

2 職員の職の種類、職務及び任命その他職員に関する事項については、法人の規程で定める。

(理事会の設置及び構成)

第13条 法人に理事会を置き、理事会は、理事長、副理事長及び理事をもって構成する。

(理事会の招集)

第14条 理事会は、理事長が必要と認めるとき、これを招集する。

2 理事長は、理事会の構成員の2分の1以上から会議の目的たる事項を記載した書面を付して会議の招集の請求があったときは、理事会を招集しなければならない。

(理事会の議事)

第15条 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

2 議長は、理事会を主宰する。

3 理事会は、副理事長及び理事の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 監事は、理事会に出席して、意見を述べることができる。

(理事会の議決)

第16条 次に掲げる事項は、理事会の議決を経なければならない。

(1) 法に基づき設立団体の長の許可又は承認を受けなければならない事項

(2) 年度計画に関する事項

(3) 予算の作成及び執行並びに決算に関する事項

(4) 診療科その他の重要な組織の設置又は廃止に関する事項

(5) 前各号に掲げるもののほか、理事会が定める重要事項

(病院の名称及び所在地)

第17条 法人が設置し、運営する病院の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
知多半島総合医療センター	半田市横山町192番地
知多半島りんくう病院	常滑市飛香台三丁目3番地の3

2 法人が設置し、運営する訪問看護ステーションの名称及び所在地は、次のとおりとする。

名称	所在地
地方独立行政法人知多半島総合医療機構訪問看護ステーション きずな	常滑市飛香台三丁目3番地の3

(業務)

第18条 法人は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 医療の提供に関すること。
- (2) 医療に関する調査及び研究に関すること。
- (3) 医療従事者の研修に関すること。
- (4) 医療に関する地域との連携に関すること。
- (5) 災害時における医療救護に関すること。
- (6) 介護保険法に基づく居宅サービス事業及び介護予防サービス事業に関すること。
- (7) 病院施設の整備及び人材の確保に関すること。
- (8) 前各号に掲げる業務に附帯する業務に関すること。

(業務方法書)

第19条 法人の業務の執行に関する事項は、この定款に定めるもののほか、業務方法書に定めるとおりとする。

(資本金等)

第20条 法人の資本金は、法第66条の2第1項の規定により半田市及び常滑市から法人に対し出資されたものとされる金額とする。ただし、半田市及び常滑市が法人の成立の日以後に法人に対して出資を行った場合、法人は、当該出資に係る財産の出資の日現在における時価を基準として、半田市及び常滑市が評価した価額により資本金を増加するものとする。

2 半田市及び常滑市からの出資に係る財産のうち、土地及び建物については、それぞれ別表第1及び別表第2に掲げるものとする。

(残余財産の帰属)

第21条 法第88条第2項に規定する残余財産があるときは、当該残余財産は半田市及び常滑市に帰属する。

2 残余財産の分割については、半田市及び常滑市が協議のうえ決定する。

(委任)

第22条 この定款及び業務方法書に定めるもののほか、法人の運営に関し必要な事項は、法人の規程に定めるところによる。

附 則

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和6年12月20日）

この定款は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第20条関係）

土地

所在地番	地積 (平方メートル)	備考
半田市横山町192番	39,615.88	
半田市瑞穂町五丁目4番11	1,063.84	
常滑市飛香台三丁目3番3	26,263.84	
常滑市飛香台三丁目3番9	6,443.17	共有持分の割合2分の1

別表第2（第20条関係）

建物

名称		所在地番	延床面積 (平方メートル)
知多半島 総合医療 センター	病院棟	半田市横山町 192番	43,596.73
	院内保育所棟		199.88
	マニホールド・ ポンプ室棟		45.83
	自動車車庫棟		59.50
知多半島 りんくう 病院	病院棟	常滑市飛香台 三丁目3番地3	21,921.57
	別棟		138.94
	マニホールド室		12.91
	防災倉庫		20.11
	ボランティア休 憩所		36.62
	婦人科ウィメン ズセンター		663.32
	立体駐車場		7,108.74
	資材庫		33.35
	倉庫		9.12
	倉庫		9.12